

## 大気汚染防止法施行状況について（平成 25 年度）



環境省は、平成 27 年 5 月 15 日、大気汚染防止法の平成 25 年度施行状況について取りまとめ、公表しました。

ばい煙発生施設は平成 25 年度末時点で 217,555 施設あり、平成 24 年度末より 423 施設増加しました。施設の種別別施設数(施設割合)では、ボイラーが 136,154 施設(62.6%)と最も多く、次いでディーゼル機関の 36,965 施設(17.0%)となっています。

また、揮発性有機化合物(VOC)排出施設数は、平成 24 年度末に比べて 4 施設減少し、平成 25 年度末では 3,531 施設。施設種別別の VOC 排出施設数(施設割合)を見ると、粘着テープ又は包装材料等の製造に係る接着用の乾燥施設が 952 施設(27.0%)と最も多く、次いで塗装施設が 746 施設(21.1%)、塗装用の乾燥施設が 479 施設(13.6%)となっています。

特定建築材料(吹付け石綿等)が使用されている建築物の解体等の「特定粉じん排出等作業」は、災害その他非常の事態の発生による 46 件を含め、10,062 件(平成 24 年度末 9,648 件)でした。

都道府県等による平成 25 年度工場・事業場等への立入検査件数は、23,824 件となっており、平成 24 年度と比べて 327 件増加しました。その内訳を見ると、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものが 15,219 件であり、特定粉じん排出等作業に対するものが 6,097 件となっていました。

なお、行政処分施設数は 0 件(平成 24 年度:1 件)でした。

当社では、VOC 排出抑制に伴う揮発性有機化合物の測定やアスベストの大気測定等行っております。ご不明な点等ございましたら、是非一度ご相談ください。

資料 平成 27 年 5 月 15 日付 環境省ホームページ

測定技術箇所 山田悠貴

### 水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。